

会議名 平成29年度第1回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日	平成29年12月12日	会議時間	開会 AM・PM 4:00 閉会 AM・PM 5:00
会議場所	ニセコ町役場 議員控室	記録者	保健福祉課保険医療係主事 谷井彩乃
出席者	審議会委員：前田委員・佐竹委員・平島委員 ニセコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・芳賀税務課長・折内保健福祉課長・鈴木 税務係長・尾崎保険医療係長・前川税務係主任・谷井保険医療係主事		
欠席者	小泉委員、平松委員、久保委員		

会議日程

- (1) 開会（進行：折内課長）
- (2) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (3) 会長挨拶（前田会長）
- (4) 議事（尾崎係長から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

## 会議内容

### 1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

#### 1 現状

- ① 国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっておりました。国民健康保険の財政運営が都道府県化される平成30年度を目標に、保険給付に必要な税率に段階的に改正する計画を立て、過去から段階的に保険税の引き上げを行っています。平成26年度からは1人当たり医療費や国保加入者の減少を理由とした保険給付費の低下等の要因もあり、基金積立を行い安定的な国保運営を図っています。
- ② 国民健康保険税について、平成29年度ニセコ町では、資産割、均等割、世帯割、所得割とも後志管内及び山麓平均を上回っています。
- ③ 後志国保のすがたによるとニセコ町の平成27年度の1人当たり医療費は、後志管内20市町村中、高額な順から20番目（最も低い）の213,519円であり、医療費が最も高い市町村は366,486円となっています。  
1人当たりの賦課保険税は、20市町村中、高額な順から6番目の75,841円で、最も高額な賦課は100,321円、最も低額な賦課は54,579円です。
- ④ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に可決され、国民健康保険改革に関し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしています。あわせて、将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険税を提示します。本算定結果が北海道から公表されましたが、今後、確定係数を使用しての算定をもって決定となります。市町村は、都道府県の示す標準保険税率を参考に実際の算定方式や保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

#### 2 今後の国民健康保険税の考え方

北海道から標準保険税率（納付金額）が示されましたが、不確定要素も大きいため、北海道や後志広域連合、ニセコ町国民健康保険の状況から総合的に判断します。平成30年度国民健康保険税率については、将来的な資産割廃止を念頭に税率の引き下げを行います。

今後もニセコ町の経済、生活実態を注視しつつ、弱者の方へ配意をしながら被保険者世帯への影響がゆるやかになるよう実施するという方針のもと、三方式への移行と応能：応益割合の見直しにより公平な費用負担となるよう検討していきます。

【参考資料】

(1) 医療給付費と財源不足額の推移

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養給付費等	427,418	423,687	379,921	350,389	390,196	413,107
財源不足額	基金 500 任意 9,600	基金 0 任意 47,000	基金+6,000 任意 0	基金 +13,000 任意 0	基金 0 任意-14,500	基金 0 任意 0

※1) 29年度分の医療費等は、4月～10月まで実績、11月以降は前年度実績により推計

2) 財源不足額＝基金繰入金＋任意繰入金（H29 予算ベース）

(2) 一人当たりの診療に要した費用額（入院、入院外、歯科）の推移

単位：円

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ニセコ町	264,142	235,044	253,852	256,617	234,859	213,519
管内町村	296,462	294,526	323,565	328,602	336,398	341,081

※1) 資料：後志国保のすがた

2) 平成20年度より老健制度から後期医療制度へ移行

(3) 一般医療分にかかる一人当たりの保険税賦課状況の推移

単位：円

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ニセコ町	57,335	65,764	65,481	70,307	75,360	75,841
管内町村	66,879	66,971	62,350	61,931	61,717	62,227

※1) 資料：後志国保のすがた

【諮問事項】平成30年度国民健康保険税率の条例本則税率は資産割の税率を引き下げる。

<基礎課税分>

所得割 8.3% 資産割 43.2% 均等割 22千円 平等割 28.5千円

<後期高齢者支援金等課税分>

所得割 2.1% 資産割 10.6% 均等割 5.6千円 平等割 7千円

<介護納付金課税分>

所得割 2.2% 資産割 2.2% 均等割 9.7千円 平等割 9.7千円

【質疑】

委員 ニセコ町は移住者が多いが、国保加入者は少ないように見受けられる。

移住者は社会保険加入者が多いということか？

⇒ ニセコ町の人口は確かに増加傾向にあるが、現時点での国保加入者の平均値をとって資料作成を行っており移住者に社会保険加入者が多いかどうかについては不明である。

委員 今回提示された平成30年度の保険税率（資産割△27%）については、国保会計が赤字にならないという前提で事務局のほうではじきだした数字ということか。

⇒ お見込みのとおり。道に納付しなければならない金額は満たせるという試算で

数字を出している。ただ、ニセコ町の医療費が上がってきており、それに応じて納付金の金額が左右されるため、精算した結果、来年度以降の納付金金額が増額になる可能性もある。

委員 標準保険料率の上げ幅について、平成30年度から3カ年は数字の変動が大きく出ないように道も調整していると思うが、その後平成33年度からの3カ年はまたどうなる見通しなのか。

⇒道では、激変緩和措置があり、大きな変動がないよう平成30年度からの3年間は調整される予定だが、現在上昇傾向にある医療費が今後どのような動きをするかによる。国保都道府県化も平成30年の4月から動き始めるもので初めての事ということもあり、納付金の今後の見通しについては不透明な部分も未だ多い。しかし、そういった様々な状況を鑑みながら資産引き下げの試算を行い、健全な国保会計の運営ができる見込みである。

会長 以上、現状や今後の状況からみて、平成30年度については、諮問の保険税資産割減額については了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

会長 町に対し保険税の資産割減額を承認する旨回答する。

以上。